

平成24年6月1日（金）

第77回郵政民営化委員会後 委員長記者見概要

（17：00～17：15 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は、以下のとおり。）

○西室委員長

今日は、まず、先般成立しました郵政民営化法等の一部を改正する等の法律による改正後の郵政民営化法の概要について説明を受けました。その説明を受けたということは結局もう一度、今度の改正がどういうものであるかということについて、改めて共通認識を確認するということでもあります。

それからもう一つは、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に施行に伴って必要となる関係の政令の整備等について、政令と省令の概要についての説明を受けました。

この関係政令のうちで、郵便貯金銀行の預入限度額に関する政令につきましては、内閣総理大臣及び総務大臣がこの制定・改廃の立案をしようとする際に、当委員会が意見を述べるということが法律で定められておりました、本日付けでこの政令改正について意見を求められております。

今回意見を求められたこの政令改正は、実質的には内容が変わるわけではなくて、合併によって社名変更をする、そういう機械的な改正を行うことでございまして、中身は具体的には、名前のところが変わったというだけの話であります。私のほうとしては、法律によって委員会が意見を述べるということが定められておりますので、最終的には、これからパブリックコメントをなされるということでもありますので、内閣官房からのパブリックコメントの結果を踏まえて、次回の委員会で意見を提出することになります。

今のは政令のほうですけど、郵便局の設置基準に係る省令、この改正案については、総務大臣から本日付けで意見を求められております。この省令も、制定・改廃しようとするときに、本委員会が意見を述べるということが法律で定められております。

今回の改正法によって、日本郵政及び日本郵便の両社に金融サービスを含めた3事業のユニバーサルサービス提供責務が課せられて、そしてまた、郵便局の定義は従来の「郵便窓口業務を行う営業所」という定義から、「郵便・銀行・保険窓口業務の3事業を行う営業所」というふうに改正されました。

こうした改正を受け、現在の設置基準について、2点、改正を予定しているとのことです。

1つ目は、従来の置局水準を後退させないよう、定義の変更で郵便局に該当しなくなった銀行又は保険窓口業務を行わない営業所も、郵便局に準じて設置基準の対象に含めるとのことです。

そして2つ目は、現行の設置基準では、過疎地について、平成19年10月の郵政民営化法「施行時の際現に存する郵便局ネットワーク水準を維持すること」と特別の配慮義務が課されていますが、法施行後に新たに過疎地に指定される地域も過疎地の対象となるよう新たに規定を置くとのことでした。

この省令につきましても、総務省のパブリックコメントの結果も参考にしながら、まと

めて次回の委員会で意見を提出することとしております。

したがって、何も決定したことはなく、パブリックコメントをお願いして、その結果を次の委員会に報告をいただいて、それに基づいて私のほうも意見を決することになります。

それから、郵便局の設置について、私のほうから、ユニバーサルサービスの維持は大事だが、長期間一時閉鎖になっている簡易郵便局、これは必ず再開させなければならないという義務を永久に課すことも現実的ではないのではなかろうと問題提起させていただきました。省令の必要性は理解するけれども、郵便局の実態をきちんと検証して、こういう一時閉鎖局について、現実的な解がいろいろあると思うので、改めて作り直しをする必要があるのではないかと。これは今度法改正、それから郵便局、郵便事業会社の合併という大きな転換のチャンスなので、そのときに併せて、見直すべきところは見直すということが必要ではないかと思っております。これはもともと会社のほうからちゃんと提案があつてしかるべきではありますけれども、そういうことを提案できるように、簡単にいうと溝を埋めるということも必要ではないかということでもあります。

これについて、総務省の福岡郵政行政部長から、まずは日本郵政株式会社及び郵便局株式会社において一時閉鎖された簡易郵便局の実態を検証するように指示をして、その上で改めてその結果を委員会に報告するという発言がありましたので、その結果を待って、これは私どもが主導的に意見を言うのではなくて、むしろ会社のほうから言っていただくという性質のものであります。

それから、次回は7月11日の予定であります。そのときには、今回意見を求められた政省令についてパブリックコメントの結果を受けた審議を行うほか、もう一つは、これから私どもは、郵便貯金銀行と郵便保険会社の新規業務の申請がある場合に、どのような視点で審議をしていけばよいか、考え方の整理をしておく必要があると思います。それについての議論もやらせていただきます。この次の委員会で全体の結論が出るかどうかはまだわかりませんが、出来る限り早くそういった基準や指針、考え方の整理について議論して、できれば公表して、審議そのものの予見性がわかるようにしたほうが、実際に会社にとってはいいと思いますし、同時に、皆さんにとってもこの委員会がどのように審議するのかわかった方がいいと思います。以上です。

○記者

新規事業に対する考え方というのは、次回検討されるということだと思いたすが。

○委員長

田中委員長のときに所見という形でまとめたものがあります。それを一つの叩き台として、新しく我々として、新しい法律の下で、田中委員長の所見を参考にしながら、どのようにやっていくかを発表したほうがよいかと思います。

○記者

現状では、西室委員長はどのようなスタンスで臨まれますか。

○委員長

基本的なスタンスは、法律が改正されたので、その法改正の趣旨に基づいて、委員会としては公正中立に判断をしていくということです。

○記者

只今の質問に関連して、田中委員長のときに出された所見ですと、基本的に金融2社の業務についてはバランスシートを縮小していく方向に持っていくべきだという考え方に基づいた所見だったと思うのですが、当初と比べて経済環境や法律の枠組みも変わった中で、こうした考え方は、西室委員長としても見直しを検証されるのでしょうか。

○委員長

難しい質問ですが、やはりもう一回みんなで討議して、田中委員長のときに縮小の方向であるとはっきりと書いてあると読めるかという問題もありますが、それも考えながら、どういう表現をしていくかということ、次の委員会までに、皆さんこの1か月勉強していただきます。それから、例えば上場の話について、今度の法律ははっきりと親会社である日本郵政の株式をできる限り早く公開して、復興財源に充てると書いてあります。前の法律ですと子会社の保険と銀行を先に上場するニュアンスがありますが、今回、そういった意味では法律が変わったことで、順序が変わったと理解せざるを得ません。そうすると、株の公開をするときに、いわゆるエクイティストーリーの作り方が変わってくるので、これについてどのように会社が対応するのか非常に興味があります。私も経歴上、株の公開にはいろいろ知識がありますので、興味をもっております。

以 上